

## 治安・暮らしの安全

### 目指す姿（10年後）

- 「日本一安全・安心な広島県」の実現に向けて、『『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動』の推進をはじめ、県民からの期待と信頼に応える警察活動に取り組むことにより、多くの県民が穏やかで幸せな暮らしを実感できています。
- 不幸にして犯罪等の被害に遭われた方が、被害を抱え込まずに支援機関に相談し、必要な支援を受けることができています。
- 県民が消費生活を送る上で、必要な判断力を身に付け、自主的に行動ができるようになるための消費者教育を受けることができる機会が広がっているとともに、高齢者等の配慮を必要とする人が、消費者被害に遭わないよう支援を受けられています。また、消費者トラブルに遭った時や不安を感じた場合に、それぞれに合った方法で相談等ができるようになっていきます。
- 生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築され、県民は安全な食品を安心して食べることができています。
- 県と市町が一体となって、水道事業の広域連携に取り組むことで、水源の広域的な運用、施設の最適な配置や強靱化、デジタル技術の活用などによる業務の効率化が図られ、安全・安心な水が、安定的に供給されています。

| ビジョン指標                  | 当初値                | 現状値              | 目標値<br>(R7) | 目標値<br>(R12)  |
|-------------------------|--------------------|------------------|-------------|---------------|
| 刑法犯認知件数                 | 14,160 件<br>(R1)   | 14,735 件<br>(R7) | 12,000 件以下  | 10,000 件以下    |
| 体感治安<br>(治安良好と感じる県民の割合) | 85.3%<br>(H29 県調査) | 88.4%<br>(R5県調査) | 90%以上       | 90%以上<br>(維持) |

主な取組

● 県民総ぐるみ運動の推進

- 広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」の普及促進
- 防犯ボランティア等による**自主防犯活動**の推進
- 市町、事業者、町内会等と連携した

**防犯カメラの設置促進**

- 少年サポートセンターを中心とした**立ち直り支援**活動の推進
- **スクールサポーターの支援訪問**による「安全に安心して学べる学校づくり」の推進

● 新たな犯罪脅威への対処

- **特殊詐欺事件検挙・抑止対策**の強化
  - ・ タイムリーな情報発信、事業者と連携した水際対策及び固定電話対策の推進
  - ・ 特殊詐欺犯行グループ等の壊滅及び犯行ツール対策の徹底
- **サイバー空間の安全**の確保に向けた取組の推進
- 凶悪犯罪等の**重要犯罪の徹底検挙**

● 交通事故抑止に向けた総合対策

- ・ **なくそう交通事故・アンダー60 作戦**の推進[R3.7～R7.12]
- ・ 交通事故実態に即したきめ細かな**交通安全教育**等の推進
- ・ 交通情勢に応じた効果的な**交通指導取締り**の推進
- ・ 安全で快適な**交通環境整備**の推進
- ・ 適切な**運転者対策**の推進

● 犯罪被害者等への支援体制づくり

- **性被害ワンストップセンターひろしま**の運用開始[H28～]
  - ・ 証拠採取の運用開始[R4.3～]
  - ・ 電話相談の無料ダイヤルの開始[R4.11～]
  - ・ 面接相談日の拡充など相談体制の充実・強化[R6.4～]
- **広島県犯罪被害者等支援条例**の制定[R4.3]
  - ・ 犯罪被害者等支援に関する取組方針の策定[R4.3]
  - ・ 医療・福祉に関する連携体制の整備など相談体制の充実・強化[R4～]
  - ・ 広島県二次被害防止・軽減支援金支給要綱施行[R4.4]
  - ・ 淫行・わいせつ行為の勧誘などの禁止や、性的な画像の提供要求行為の禁止等を内容とする広島県青少年健全育成条例の改正施行[R7.1]

● 消費者被害の防止と救済

- 「**広島県消費者基本計画(第3次)**」[R2～R6]に基づき次の取組を重点的に実施
  - ・ 県・市町の消費生活相談窓口体制の強化
  - ・ 外国人や高齢者等の配慮を必要とする人への支援の強化
  - ・ 自立した消費者となるための消費者教育の推進

● 食品の安全・安心の確保

- 「**食品の安全に関する基本方針及び推進プラン**」の策定[R3～R7]

● 水道事業の広域連携

- 広島県水道広域連合企業団**事業開始[R5.4]

## ① 県民総ぐるみ運動の推進

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- タイムリーな情報発信、各種防犯教室等を通じて、一人一人の防犯意識と規範意識を高め、県民自ら危険を察知し回避できる「犯罪抵抗力」の向上を図ります。
- 子供・女性・高齢者等に対する見守り活動、防犯ボランティアへの参加・促進等を通じて地域で暮らす人々が互いに見守り、支え合う、“見守り機能”を再生・強化し、地域の「犯罪抑止力」の向上を図ります。
- 犯罪の防止に配慮した道路・住宅の普及、防犯カメラ等の設置を促進するとともに、通報・相談窓口の充実などの犯罪に遭わない、犯罪を起こさせない「犯罪予防力」(防犯性)に優れた生活環境を創り出します。
- 県民が不安に感じる犯罪に対する検挙活動の強化、警察職員の執行力の向上等を通じて、犯罪の未然防止、犯罪行為に対する迅速・的確な対応、治安基盤を強化するための施策推進など、県民に安全・安心をもたらす警察活動を展開します。
- 少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援や犯罪防止教室の開催、街頭補導活動等により、少年犯罪の抑止を図ります。

| KPI                     |      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7        |
|-------------------------|------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 不安に感じる犯罪の認知件数           | 目標   | 6,228 件 | 6,040 件 | 5,860 件 | 5,684 件 | 5,500 件以下 |
|                         | 実績   | 4,662 件 | 5,284 件 | 6,372 件 | 6,349 件 | 6,085 件   |
|                         | 達成状況 | 達成      | 達成      | 未達成     | 未達成     | 未達成       |
| 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 | 目標   | 5,414 件 | 5,252 件 | 5,095 件 | 4,942 件 | 4,800 件以下 |
|                         | 実績   | 4,337 件 | 5,069 件 | 6,174 件 | 6,303 件 | 6,626 件   |
|                         | 達成状況 | 達成      | 達成      | 未達成     | 未達成     | 未達成       |
| 非行少年総数                  | 目標   | 890 人   | 885 人   | 880 人   | 875 人   | 870 人以下   |
|                         | 実績   | 676 人   | 783 人   | 888 人   | 993 人   | 1,122 人   |
|                         | 達成状況 | 達成      | 達成      | 未達成     | 未達成     | 未達成       |

【評価と課題】

- 令和7年中の不安に感じる犯罪の認知件数は6,085件(前年比－264件)で、増加傾向に歯止めの兆しは見られるものの、目標は未達成となり、子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数は6,626件(前年比＋323件)で、目標は未達成となった。
- 不安に感じる犯罪、子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪では共通して自転車盗被害が多くを占め、その約7割は無施錠での被害であり、防犯教室や駐輪場での防犯キャンペーンなどの各種防犯対策を実施して、自転車の施錠を強く呼び掛けてきたが、依然として県民一人ひとりへの防犯意識の定着、醸成には至らなかったことが主な要因と考える。
- 一方で、令和4年以降3年連続で増加傾向にあった自転車盗の認知件数は、令和7年は減少傾向に転じており、各種防犯対策に一定の効果が認められることから、継続して取組を進める必要がある。
- 広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」やSNSをはじめとするデジタルツールでの情報発信力を更に強化し、県民に対し「自らの安全は自ら守る」という防犯意識と、「犯罪に加担しない・させない」高い規範意識を広く浸透させる必要がある。
- 地域ぐるみの見守り活動の強化や自主防犯活動の活性化のほか、事業者、ボランティア、関係団体等との強固な協働体制を再構築した上で、効果的な防犯教室や防犯キャンペーンの開催、防犯カメラの設置促進等の各種犯罪抑止対策を一層推進していく必要がある。
- 非行少年総数は、非行少年グループに属する少年の検挙補導が昨年より増加したこと等により、1,122人(前年比＋129人)と昨年から13.0%増加し、目標の達成には至らなかった。

【令和8年度取組】

- 県民、事業者、行政等と協働・連携した「安全・安心なまちづくり」を推進する。
- 広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」やSNSでの情報発信などにより「自らの安全は自ら守る」という防犯意識と、犯罪に加担しない規範意識の醸成に取り組むとともに、地域住民、事業者、ボランティア、関係団体等との協働による地域ぐるみの見守りの強化や自主防犯活動の活性化、防犯教室や防犯キャンペーン、防犯カメラの設置促進等の各種犯罪抑止対策を推進する。
- 自転車盗は、約7割が無施錠での被害であることから、自転車駐輪時における確実な施錠意識を定着させるため、学校、事業者、ボランティア、関係団体等と連携した防犯キャンペーンを実施するほか、駐輪場への防犯カメラの設置促進など管理者対策を一層推進する。
- パトロールなどの街頭警察活動や防犯指導など各種犯罪抑止対策を推進するとともに、検挙活動の強化、警察職員の執行力の向上等を通じて、犯罪の未然防止、犯罪行為に対する迅速・的確な対応を図る。
- 規範意識を醸成するため学校と連携した犯罪防止教室の開催、非行を兆しの段階で抑止するための街頭補導活動、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等の取組を一層推進する。
- 非行少年グループ等による犯罪を検挙するとともに、実態把握を徹底し、他部門と連携して離脱を働きかけるなど、同グループの解体に向け取り組む。

## ② 新たな犯罪脅威への対処

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 特殊詐欺について、変遷する犯行手口に関する速やかな情報発信や広報啓発活動、金融機関などの事業者と連携した水際対策の強化により、被害の未然防止を図るとともに、事件発生時には犯人の早期検挙を目指します。
- サイバー犯罪等について、フィルタリングの利用促進や防犯ボランティア等との連携による違法・有害情報の収集・削除等により、被害の未然防止を図るとともに、新たな手口への的確な対応や情報技術解析の活用等により取締りを強化します。
- 殺人、強盗などの凶悪犯罪等について、初動警察活動を強化するとともに、最新の科学技術を活用した捜査手法などを駆使しながら重点的な捜査を行い、徹底検挙を図ります。

| KPI                 |      | R3              | R4                             | R5                             | R6                             | R7                 |
|---------------------|------|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 特殊詐欺被害額             | 目標   | 2億円<br>以下       | 2億円<br>以下                      | 2億円<br>以下                      | 2億円<br>以下                      | 2億円<br>以下          |
|                     | 実績   | 約4億<br>7,261 万円 | 約6億<br>8,446 万円                | 約8億<br>7,992 万円                | 約 11 億<br>6,678 万円             | 約 26 億<br>3,202 万円 |
|                     | 達成状況 | 未達成             | 未達成                            | 未達成                            | 未達成                            | 未達成                |
| 重要犯罪検挙率<br>(5 年平均値) | 目標   | —               | —                              | —                              | —                              | 80.0%<br>以上        |
|                     | 実績   | 97.6%<br>(単年)   | 79.2%<br>(単年)<br>88.2%<br>(累計) | 82.7%<br>(単年)<br>86.1%<br>(累計) | 90.6%<br>(単年)<br>87.4%<br>(累計) | 87.6%<br>(累計)      |
|                     | 達成状況 | —               | —                              | —                              | —                              | 達成                 |

### 【評価と課題】

- 特殊詐欺の被害額は約26.3億円(前年比+約14.6億円)となり、目標を達成できなかった。
- 未達成の要因として、警察官等をかたるオレオレ詐欺の急増(前年比+約13.5億円)が挙げられる。
- 被害を水際で阻止するため、金融機関やコンビニエンスストア等の事業者と連携した未然防止対策を推進しているが、犯人は現金の交付手段としてATMやインターネットバンキングなど、他者を介在させない手口に誘導しており、金融機関・コンビニエンスストア等の未然防止対策をすり抜け、被害が拡大したものである。
- 被害防止対策として、犯行に多く利用されている国際電話等を遮断する取組や、県民の行動変容につながる効果的な広報啓発活動を推進していく必要がある。
- 学生や社会人などのサイバー防犯ボランティアによる、違法・有害情報の通報活動を推進することで、年間1,955件の削除要請を実施した。  
 なお、サイバー防犯ボランティアは、こうした通報活動によるサイバー空間の浄化活動のほか、広報啓発活動、犯罪被害防止のための教育活動といった3つの活動を中心に取り組んでおり、今後も官民が連携して地域社会全体のサイバーセキュリティ水準の向上を図る必要がある。

- 県警全体における迅速的確な初動捜査と効果的な科学捜査を推進し、R3～R7の5年間の重要犯罪検挙率の平均値は、目標を7.6ポイント上回ることができた。

【令和8年度の取組】

- 警察官等をかたる詐欺をはじめとした特殊詐欺については、犯人から被害者への接触ツールの多くを「国際電話」が占めている状況を踏まえ、携帯電話の対策である詐欺電話遮断アプリの普及促進と、固定電話対策である「国際電話利用休止申込み」の働き掛けを推進する。
- 金融機関やコンビニエンスストアに対し、最新の手口や事例についてタイムリーに情報共有し、被害者又は被害に遭った可能性が高いと認められる人を発見した場合には、声掛けを行うとともに、積極的な通報を依頼するほか、ロールプレイング訓練を実施するなど、未然防止対策を推進する。
- 被害者となり得る各世代のターゲット層を意識し、広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」や県警公式SNSのほか、地域に密着した各種広報媒体や各種会合の場を通じて、県民が特殊詐欺の被害を自分事として捉え、行動変容につながる分かりやすいメッセージでの広報啓発活動を推進する。
- 違法・有害情報の削除要請に加え、学校や企業等に向けた広報啓発活動を推進し、社会全体のインターネットリテラシーの向上を図る。
- サイバー防犯ボランティアの育成を継続的に実施することで、最新の技術、犯罪手口に関する知見を向上させ、違法・有害情報の通報活動等を推進する。
- 重要犯罪検挙率の向上を図るため、重要事件等発生時に捜査員を大量投入した上での機動的な防犯カメラのルレー捜査の徹底、高度映像解析による迅速な分析及び各種システムを活用した被疑者の割り出しを推進し、重要犯罪等の早期検挙を通じた県民の安心感の醸成と体感治安の向上を図る。

### ③ 交通事故抑止に向けた総合対策

#### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 交通安全広報啓発活動を推進するとともに、交通安全施設を適切に整備、維持管理し、道路管理者等と連携した道路交通環境の更なる改善や交通安全対策等を推進します。
- 自動運転技術の正しい理解についての広報啓発や公道実証実験に対する的確な助言・指導を行っていくとともに、自動運転技術に対応する交通安全施設の整備及び自動運転に関する交通事故への適切な捜査を推進します。
- 可搬式速度違反自動取締装置等の整備により交通指導取締り及び交通事故事件捜査の高度化を図るとともに、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に加え、県民からの要望の多い違反の取締り強化を推進します。
- 高齢運転者対策として、相談窓口に関する広報啓発活動及び充実化を行い、安全運転相談に適切に対応するとともに、迅速的確な臨時適性検査や受検待ち事案の減少を図ります。

| KPI      |      | R3          | R4          | R5          | R6          | R7          |
|----------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 交通事故死者数  | 目標   | 60 人<br>以下  | 60 人<br>以下  | 60 人<br>以下  | 60 人<br>以下  | 60 人<br>以下  |
|          | 実績   | 70 人        | 74 人        | 78 人        | 68 人        | 58 人        |
|          | 達成状況 | 未達成         | 未達成         | 未達成         | 未達成         | 達成          |
| 交通事故重傷者数 | 目標   | 700 人<br>以下 | 700 人<br>以下 | 700 人<br>以下 | 700 人<br>以下 | 700 人<br>以下 |
|          | 実績   | 900 人       | 730 人       | 826 人       | 819 人       | 787 人       |
|          | 達成状況 | 未達成         | 未達成         | 未達成         | 未達成         | 未達成         |

#### 【評価と課題】

- 交通事故の実態等に即した交通安全教育や交通指導取締り等の交通事故抑止対策を推進した結果、年間の交通事故死者数は 58 人と、統計を保有する昭和 23 年以降で最少となり目標を達成した。
- 交通事故重傷者数については、全体の約3分の1を占める高齢者の数値が高止まりしていることが全体減少を妨げており、目標の達成に至らなかった。  
 目標は達成できていないものの、全国の発生状況が前年比+277 人(+1.0%)と増加傾向であることに對し、広島県では前年比-32 人(-3.9%)と減少傾向を維持しており、一定の成果が認められることから、引き続き、交通事故実態等に即した交通安全教育や交通指導取締り等の交通事故抑止対策に取り組んでいく必要がある。

【主な事業】・交通安全施設整備費……………421 ページ

【令和8年度の取組】

- 令和7年の交通事故死者数及び重傷者数は前年と比べて減少しており、引き続き、高齢者、歩行者等への交通安全教育等の各種対策を推進するとともに、交通事故抑止に資する交通指導取締りや広報啓発活動等の取組を強化する。
- 高齢者の安全意識を向上させるため、関係団体等と連携して、交通安全運動や高齢者向けの催し等の様々な機会を活用した交通安全思想の普及啓発を推進する。また、交通安全教育に当たっては、交通事故の実態に応じた具体的な教育を行うとともに、地域全体で高齢者に配慮し、高齢者の安全確保に取り組むよう、県民への意識啓発を図る。
- 令和8年4月から自転車の交通反則通告制度（青切符制度）が導入されたことを踏まえ、自転車利用者に対する交通安全教育等を推進して自転車の基本的なルールの周知徹底を図るとともに、自転車乗車時の頭部保護の重要性について積極的な広報啓発を推進し、ヘルメット着用の促進を図る。
- 自転車利用者の違反に対しては看過することなく指導警告を行い、悪質・迷惑性の高い違反にあつては検挙を行う。
- 視認性の向上による事故抑止効果が期待できる信号灯器のLED化を推進するなど、交通安全施設を適切に整備、維持管理するとともに、道路管理者等と連携した道路交通環境の更なる改善や交通安全対策等を推進する。
- 交通事故分析等に基づき、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に加え、県民に多大な迷惑を及ぼす暴走・爆音走行に重点を置いた効果的な交通指導取締り及び迅速・確実な行政処分等を推進することにより、道路交通の安全と安心を確保する。
- 妨害運転やひき逃げ等による交通事故事件に対する適正かつ緻密な捜査を推進する。
- 遠隔操作型小型車や自動運転車、特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに係る交通ルールの遵守や交通事故の防止に向けた積極的な広報啓発等を行う。

#### ④ 犯罪被害者等への支援

##### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 県民の理解促進を図るため、従来の街頭キャンペーンや被害者講演会などに加え、SNSを活用した相談窓口の更なる周知に取り組みます。
- 犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、具体的な事例を基にしたロールプレイ研修や、有識者を招いての意見交換等により、司法、行政、医療等の支援機関が相互に連携を深めるとともに、支援員のスキルアップに取り組みます。
- 特に潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害については、中学・高校生に対する相談窓口の周知を強化するとともに、24時間365日、秘密厳守で相談できることや、ウェブを活用した相談申込の受付など、被害者等の心情に配慮した情報発信を行い、相談しやすい取組を進めます。

| KPI                    |      | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度 | 目標   | 13%以上 | 15%以上 | 16%以上 | 17%以上 | 18%以上 |
|                        | 実績   | 9.6%  | 10.0% | 10.5% | 11.7% | 8.8%  |
|                        | 達成状況 | 未達成   | 未達成   | 未達成   | 未達成   | 未達成   |
| 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度  | 目標   | —     | —     | 13%以上 | —     | —     |
|                        | 実績   | —     | —     | 9.6%  | —     | —     |
|                        | 達成状況 | —     | —     | 未達成   | —     | —     |

##### 【評価と課題】

- 広島県犯罪被害者等支援条例に基づき、「被害者支援センター」における医療・福祉に関する連携体制の強化や、「二次被害防止・軽減支援金制度」の運用による被害者の経済的負担の軽減など、犯罪被害者等の被害の早期の軽減・回復に向けた相談・支援体制の充実を図っている。
- 相談体制の認知度については、条例の施行に伴い新たな被害者支援啓発リーフレットを作成し、市町や被害者支援関係機関を通じて県民、事業者、学校に配布しているが、無関心層への訴求ができておらず、県民の認知度向上の目標の達成には至らなかった。
- 性犯罪への社会的関心の高まり、SNSを起因とする性被害の増加等から、性犯罪の認知件数が増加している中、性被害者等は、被害に遭いながらも捜査機関に申告しない人の割合が高く、潜在化する傾向にあることから、若年のうちから、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等の啓発を行う必要がある。
- 関係機関と連携し、犯罪被害者週間を活用したパブリシティによる情報発信等、県民向け広報活動を強化するとともに、「性被害ワンストップセンターひろしま」については、性被害の多い若年層に訴求できる広報啓発を引き続き行う必要がある。

##### 【令和8年度の取組】

- 「被害者支援センター」に相談窓口をワンストップ化し、アクセスしやすい体制とするとともに、関係機関と連携し、必要な時期に必要な支援を適切に受けることができる環境を整備する。また、犯罪被害者等に接する可能性のある者への研修等を、犯罪被害に遭った方や犯罪被害に携わっている方等を講師として実施するなど、関係機関と連携して犯罪被害者等支援に関する取組を推進する。

- 性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談機関に相談できる環境を確保するため、「性被害ワンストップセンターひろしま」において、24 時間 365 日の相談対応のほか、関係機関と連携し、医療や法律等の専門的支援を行うとともに、県内全ての中学校・高等学校・大学の新入生へのリーフレットの配布や、小学校高学年に対し、学齢に応じた内容のリーフレットを作成して配布するなど、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等の啓発を行う。
- 11 月の犯罪被害者支援月間における時機を捉えたSNSでの発信や、ターゲットに応じた広報啓発手法の見直しなどを進め、犯罪被害者等支援に関する社会全体の理解促進を図る。

## ⑤ 消費者被害の防止と救済

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 学校における消費者教育を推進するため、授業で役立つ補助教材等の提供や、教員を対象とした研修等を実施します。また、地域で実施する啓発講座のメニューに、新たに「契約」や「情報」などの分野を追加し、教材の作成や登録講師の確保・育成等を行うことにより消費者として身に付けておくべき基礎的な知識等に視点を置いた教育を受ける機会の拡大を図ります。
- 高齢者等の消費者被害防止の支援のため、すべての市町において単身高齢者等の消費トラブルの早期発見や対処に必要な情報を離れて暮らす家族に継続的に提供するとともに、機器を活用した手法など高齢者の被害防止の周知を行います。
- 外国人が消費者トラブルに遭った際、県内どこでも消費生活相談ができるよう、外国語で消費生活相談ができる窓口を整え、外国人やその周囲の人に外国語で消費生活相談ができることを周知していきます。
- 県民が、自らの都合の良い時に、自らに合った方法で相談できるよう、メールによる相談方法の改善や、自分自身で解決できるFAQ(よくある相談事例)の整備を進めます。
- 消費生活相談員に対する体系的な研修計画に基づく研修を実施し、高度化・複雑化した消費生活相談に対応できるようにします。

| KPI                       |      | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|---------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 消費者被害後に行動した割合             | 目標   | 81.5% | —     | 83%   | —     | 85%   |
|                           | 実績   | 83.0% | 87.5% | 89.5% | 88.1% | 90.9% |
|                           | 達成状況 | 達成    | —     | 達成    | —     | 達成    |
| 県の消費者被害の防止と救済の取組を評価する人の割合 | 目標   | 9%    | 10%   | 11%   | 13%   | 15%   |
|                           | 実績   | 5.8%  | 9.3%  | 5.8%  | 10.3% | 19.0% |
|                           | 達成状況 | 未達成   | 未達成   | 未達成   | 未達成   | 達成    |

### 【評価と課題】

- 学校や地域における啓発講座の実施回数が増加したこと、社会経験の不足等により被害が懸念される若年層に向けたウェブ広告等や、加齢による判断力の低下等により被害が懸念される高齢層への民間団体と連携した啓発リーフレットの配布等の広報周知の効果が高まったことで、消費者被害後に行動した割合と県の消費者被害防止と救済の取組を評価する人の割合の両方の目標を達成したが、引き続き年代の特性を踏まえた効果的な広報を実施していく必要がある。
- また、メールやFAQ(よくある相談事例)サイトなど、電話・来所以外の多様な相談・解決方法の利用件数が増加しており、県民が自らに合った方法で相談や自己解決を図る環境整備が進んだことが、被害後に行動した割合の増加や県の取組評価につながった。引き続き、多様な相談方法の周知や、住民に身近な市町における相談対応の支援を図っていく必要がある。

【主な事業】・消費者行政活性化・推進事業……………345 ページ

**【令和8年度の取組】**

- 学校や福祉・地域団体等に対し出前講座の活用を働きかけるとともに、最新のトラブル事例や悪質な手口等について県ホームページやSNS等を活用して周知を行う。
- 若年層については、高校の授業等で活用できる教材を制作するなど、学校における実践的な消費者教育の支援に取り組む。
- 県・市町の相談窓口機能の維持・向上を図るため、研修を通じた相談員のスキルアップや、市町窓口への助言等に取り組む。また、県民に対して、相談窓口や多様な相談方法の周知を図る。
- 高齢者など消費生活に配慮が必要な人やその見守り者に対しては、市町や県警、福祉・消費者団体等との連携を強化し、情報発信や啓発講座の開催促進などに取り組む。

## ⑥ 食品の安全・安心確保対策

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 生産者・事業者の衛生管理に関する知識や技術の向上、及び事業者の自主衛生管理の定着を図るため、食品衛生講習会等を開催します。
- 生産者・事業者の衛生管理の実施状況を確認し、不備、違反があった場合には速やかに改善させるため、重点的かつ効果的な監視指導を実施します。

| KPI                          |      | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有症者 50 人以上の集団食中毒発生件数(過去5年平均) | 目標   | 2.6 件 | 2.6 件 | 2.4 件 | 2.2 件 | 2.0 件 |
|                              | 実績   | 1.2 件 | 1.0 件 | 0.6 件 | 0.8 件 | 1.0 件 |
|                              | 達成状況 | 達成    | 達成    | 達成    | 達成    | 達成    |
| 講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合   | 目標   | 40%   | 45%   | 50%   | 60%   | 70%   |
|                              | 実績   | 57%   | 69%   | 67%   | 68%   | 72%   |
|                              | 達成状況 | 達成    | 達成    | 達成    | 達成    | 達成    |

### 【評価と課題】

- 有症者 50 人以上の集団食中毒発生件数(過去5年平均)について、令和7年度目標を達成した。要因としては、新型コロナの影響により、営業自粛や外食控えなど飲食業界全体に活動抑制がかかったことや、手洗いの励行など個人の感染予防策が徹底されたことが影響し、コロナ禍(令和2～4年)の食中毒の発生そのものが減少したためと考えられる。
- しかし、令和5年5月に新型コロナが感染症法上の5類感染症に移行した後は、外食機会が再び増加したことから、集団食中毒(有症者6名以上)の発生件数が増加傾向に転じているため、引き続き食中毒発生の未然防止に向けて、生産者や事業者に対する監視指導等に取り組む必要がある。
- 講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合についても、令和7年度の目標を達成した。要因としては、食品衛生法の改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されてから4年が経過し、これまで監視指導や講習会等の際に普及啓発に取り組んできたこと等により、事業者にはHACCPが浸透してきているためと考えられる。
- 一方で、令和7年度の講習会アンケートにおいても、これまでと同様、飲食店のHACCP理解度が他の業種と比べて低く、業種別では唯一 70%を達成していないことから、引き続き、一般飲食店等の小規模事業者に向け、HACCPの普及啓発に取り組む必要がある。
- また、同様のアンケートにおいて、HACCPの取組を全て実施していると回答した事業者の割合は全体の36%と低いことから、今後は事業者がHACCPを実践できている状態を目指して取り組む必要がある。

### 【令和8年度の取組】

- 近年の食中毒の大半は、ノロウイルスが原因となっていることから、特にノロウイルス食中毒対策を指導・啓発することとし、ノロウイルス食中毒予防期間(11 月～翌年1月)等において、食中毒が発生した場合に大規模となるおそれのある食品製造施設、大量調理を行う飲食店等に対して重点的かつ効果的な監視指導を実施する。

- 食中毒の未然防止のため、事業者及び消費者向けに講習会等を開催するとともに、SNS等を活用した広報を行い、衛生知識の普及啓発を図る。
- HACCPの更なる推進のため、監視指導時に、各事業者の実態に応じ、HACCPに沿った衛生管理が適切に行われるよう、丁寧な助言・指導を行う。
- HACCPの適切な理解は、その実践に当たり土台となることから、一般飲食店等の小規模事業者の理解を促すため、講習会や県ホームページにおいて啓発動画の配信を行うことで、食品事業者全体における理解度の底上げに取り組む。

## ⑦ 水道事業の広域連携

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 持続可能な水道事業を実現するため、市町の枠を超えた水道事業の統合に賛同する市町と広域連携の受け皿となる企業団を設立し、事業運営を開始します。
- 企業団に参画しない市町との研修の共同実施など、統合以外の連携を実施します。
- 現在、市町や施設ごとに稼働している運転監視システムを相互連携させるための広域運転監視システムを導入します。

| KPI                      |      | R3                                                  | R4                       | R5                                                   | R6                                         | R7                                         |
|--------------------------|------|-----------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 県内水道事業の統合の受け皿となる新たな組織の設立 | 目標   | ・市町と県がそれぞれ単独で事業運営<br>・広域的な事業運営ができる新たな組織として企業団の設立を検討 | 統合に賛同する市町と企業団を設立         | ・企業団による事業運営<br>・企業団に参画しない市町と統合以外の連携を実施               |                                            |                                            |
|                          | 実績   | 統合に賛同する市町と県で広島県水道企業団設立準備協議会を設置し、事業計画素案を取りまとめ        | 14市町と県で広島県水道広域連合企業団を設立   | ・令和5年4月から企業団による事業運営開始<br>・企業団に参画しない市町と職員研修及び情報交換会の開催 | ・企業団による事業運営<br>・企業団に参画しない市町と職員研修及び情報交換会の開催 | ・企業団による事業運営<br>・企業団に参画しない市町と職員研修及び情報交換会の開催 |
|                          | 達成状況 | 達成                                                  | 達成                       | 達成                                                   | 達成                                         | 達成                                         |
| 広域運転監視システムの導入            | 目標   | 広域運転監視システムの導入検討                                     | 広域運転監視システムの設計・システム構築・テスト |                                                      | 広域運転監視システムの稼働                              |                                            |
|                          | 実績   | 広域運転監視システムの導入に向けて必要な機能を整理し、仕様書を作成                   | 広域運転監視システムの基本設計書の作成      | 広域運転監視システムの仮稼働を開始                                    | 広域運転監視システムの仮稼働                             | 広域運転監視システムの稼働                              |
|                          | 達成状況 | 達成                                                  | 達成                       | 達成                                                   | 概ね達成                                       | 達成                                         |

**【評価と課題】**

- 統合による連携として、14 市町と県で設立した広島県水道広域連合企業団（以下、水道企業団という。）において、広域計画に基づき、施設の再編整備や危機管理対策、デジタル技術を活用した業務の効率化、組織体制の強化に向けた取組を実施しており、目標を達成した。
- 水道企業団に参画していない市町とは、統合以外の連携として、水道企業団を含む県内水道事業体が参加する情報交換会を開催し、広域連携や水道DXの取組を共有するとともに、研修の共同実施による水道職員の育成・確保に取り組んでおり、目標を達成した。
- 水道企業団において、令和7年度から広域運転監視システムを9施設で本稼働することにより、複数施設の運転状況を一元的に把握できる体制を整備しており、目標を達成した。
- 引き続き、水道企業団の広域計画の着実な実施に向けて支援するとともに、県内水道事業体全体での広域連携の取組を推進する必要がある。

**【主な事業】**・ 上下水道事業の広域連携……………540 ページ

**【令和8年度の取組】**

- 水道企業団に対しては、引き続き、水道企業団の広域計画に基づき、施設の再編整備や危機管理対策、デジタル技術を活用した業務の効率化、組織体制の強化などに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- 水道企業団に参画していない市町とは、引き続き、統合以外の連携として、水道企業団を含む県内水道事業体が参加する情報交換会の開催や研修の共同実施による水道職員の育成・確保に取り組む。